

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和 2年 5月29日(金) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 5番委員 大貝 美治          6番委員 金澤 敬治 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博          11番委員 佐々木永薫 14番委員 植田美恵子 16番委員 谷川 興一          18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>2番委員 橘 榮一 4番委員 野口 俊廣 7番委員 能田 義弘          8番委員 西 一 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美          15番委員 細川 勝義 17番委員 鎌田 良昭</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>議案</p> <p>(1) 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について(農地法第5条)          第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について          第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について          第4号議案 非農地通知の審議について          第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について          第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地関係報告事項</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について          2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について          3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について          4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について          5. 農地法第18条第6項の処理について          6. 農地改良届について          7. 農地であることの証明について          8. 転用許可の取消について(4条許可)</p>

令和 2年 5月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和2年5月徳島市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員 19名のうち過半を超える11名が出席しており、会議が成立しております。本日は、役員と地区審査等の案件があった委員などの最小限の人数で開催しております。  
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、9番・久米裕純委員、18番・朝田三郎委員にお願いします。  
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。  
では、第1号議案、保留案件となっております、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、中古自動車等の販売及び輸出入業を営んでおり、賃貸借権を設定して露天車両置場に転用するものです。また、本件は、一部追認案件であり、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。  
この案件は、4月の総会開催の時点では、太陽光設備認定の計画が存在したため、保留となっていましたが、後日、計画廃止手続きが行われたことを確認しました。  
以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用規模が大規模であるため地区審査を実施しました。  
第1号議案は以上1件で、田のみ1,602㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1,602㎡です。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 先月16日の午前10時より、地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と谷野推進委員、転用者側3名、事務局2名の7名です。  
申請対象の農地は、園瀬橋南詰から南西へ約200mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用しようとするものです。造成については、盛土は行わず、転圧のみを行い、利用する計画です。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているようです。  
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、八万地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後107aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後139aに至り、譲受人は対象地において果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後75aに至り、譲受人は対象地において、柑橘類の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、経営移譲により農地1筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず185aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後133aに至り、譲受人は対象地において、人参の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小により、農地6筆に賃貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後42aに至り、譲受人は対象地において、水稻やほうれん草の栽培を行うとのことです。

6番案件は、譲受人が新規就農のため地元委員2名、譲受人側1名、事務局2名の計5名で新規就農面談を実施しました。

第3号議案は以上6件で、対象地は、田5、144㎡、畑4、730㎡、計9、874㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、6番の案件で新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 5月14日の午後3時から6番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。譲受人はこの度、申請地で水稲、ほうれん草の栽培を始めることを計画しております。

譲受人は現在、造園業を営む傍ら、父が所有する農地で、水稲の手伝いをしてきました。本格的に、農業を始めようとしたきっかけは、定期的に手伝いをしてきた近所の農家が高齢のため、経営を縮小することになったので、これを借り受け、本格的に農業に取り組んでいくことにしたそうです。農機具に関しては、当初は譲渡人から借りたり、農協とリース契約し、就農計画等に問題はないように思われます。今後の目標は、農業での収益を徐々に上げ、将来的にはハウスで育苗し、販売をしていきたいとのことです。

結論として、今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかとこの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧下さい。まず、1番案件についてですが、事業計画が不十分であるため、保留とさせていただきます。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場及び倉庫に転用するものです。

3～4番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、高速道路の新設及び改築を行っており、賃貸借権を設定し、迂回路用地に一時転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、住宅の建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、ケーブルテレビ事業を営んでおり、賃貸借権を設定して庁舎建替えのための露天駐車場に一時転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準にお

いても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場・駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2～5番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全6件で、うち保留が1件となります。地目は、田が4, 871㎡、畑が2, 080. 08㎡で合計6, 951. 08㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場4, 375㎡、その他施設用地2, 576. 08㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月13日午前10時より2番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は、野口委員、岸野推進委員と私の委員3名、転用者側6名、事務局2名の11名です。

申請対象の農地は、方上小学校から南西へ約700mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場及び倉庫に転用しようとするものです。排水については、地元土地改良区及び水利組合から排水同意書が提出され、意見書については管轄外であったため、上申書が提出されています。結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして、3～4番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の植田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

植田委員 今月15日の午後1時半より3～4番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は細川委員さん、市岡委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名、事務局2名、転用者側は3名です。

申請地の場所は、阿波しらさぎ大橋北詰から東へ約1.5kmに位置し、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、迂回路用地に一時転用しようとするものです。造成については、現況農地に盛土し、その上にアスファルト舗装を行う計画であり、排水については、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして、5番案件の地区審査についてですが、本日、南井上地区の鎌田委員が欠席ということですので、事務局担当者から代読をお願いします。

事務局 事前に鎌田委員からお預かりした地区審査の心証を読み上げさせていただきます。今月15日午前10時より5番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と転用者側2名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、南井上小学校か

ら南西へ約900mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成は、道路高まで約30cm盛土し、排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、南井上地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番案件を保留とし、2番から6番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、第3号議案については1番案件を保留とし、2～6番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、非農地通知の審議について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、非農地通知の審議について御説明します。議案書4ページを御覧下さい。

1番の対象地は、JR文化の森駅から南東に約500mに位置しており、今月13日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりますと、急傾斜地で耕作に適さず、山林の状態となり、今後も現状のままで他の目的に利用することは無いとのこと、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、周りの山林と同化し、境界もわからない状態で、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、幹線道路と宅地に囲まれていることから非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われ思われます。

第4号議案は以上1件で、対象地は畑504㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書5ページからを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。筆番号1について、利用状況が【◎農地として利用】となっていますが正しくは【×、農地として利用していない】です。訂正をお願いします。

当該地は、以前より耕作がされておらず、平成23年には農地パトロールの対象地となり、農地として利用するよう指導を行ってきました。私も半年ほど前から農地として利用するよう指導と現地調査を重ねてまいりましたが、改善されず、税務署への申告期限が迫っていることもあり、今回総会での御審議をお願いしたところです。

本人からは農地へ回復するとの意思表示がありましたが、現地調査の結果、農地としての十分な利用が確認できなかったため、農地として利用されていないと判断しました。また、平成●●年●●月●●日に、納税猶予対象地を譲り渡し、代わりに譲り受ける交換を行っており、現在、納税猶予対象地となっています。

対象地の一部が農地としての利用不十分、または農道となっていますが、その他の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は、以上1件で、税務署に報告しようとするものです。対象地の面積は田●●●m<sup>2</sup>です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本 昇委員に御退席をお願いします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書6ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

まず今月の15番案件ですが、借受人より今回利用権設定申請を取り下げたいと申し出がありましたので、取下げ削除となりました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～5番が多家良地区・9筆・5件、6～7番が心神地区・4筆・2件、8番が国府地区・1筆・1件、9～13番が南井上地区・10筆・5件、14～20番が北井上地区・12筆・6件となっております。

また、1番案件は、利用権設定を受ける者が新規就農であったため、地元地区委員2名、借受人側1名、事務局2名の計5名で新規就農面談を実施しました。

利用権設定については以上で、15番案件が取下げとなったため、集計表が変更になりますので訂正をお願いします。新規設定8件の所7件、再設定12件で合計20件の所が19件となり、そのうち、賃貸借権が8件、使用賃貸借権が11件になります。田、23筆22, 785㎡の所20筆21, 646㎡、畑、25筆25, 638㎡の所16筆23, 319㎡、合計48筆48, 423㎡の所が36筆44, 965㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。

本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後91aに至るものであり、取得後には対象地において人参の栽培を行うとのこと。所有権移転については以上1件で畑1筆、1,059㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。  
利用権設定の1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の岸本委員さんは、退席しておりますので、事務局担当者から代読をお願いします。

事務局 事前に岸本委員からお預かりした心証を読み上げさせていただきます。  
5月18日の午後3時から1番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は井川推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。  
借受人は、玉子の卸・販売業に就いていますが、祖父が農業をしており、もともと農業に興味があり、家族からの勧誘を受け、祖父の畑で野菜栽培の勉強していました。このたび利用権で農地を借りることを希望しています。対象地は、多家良町金谷で、借受人の家は市外にあり車で30分ほどと離れていますが、現在も多家良町にある実家で農業を手伝っており、のちに多家良町に居住を移す予定です。地元委員の指導の下、兼業で、家族と二人三脚で熱心に柿の栽培に取り組んでいます。また、農機具も実家より借り受け営農し、農業労働力・農機具の保有状況等についても問題ないように思われます。今後は指導の下経験を積み、農業技術の向上をはかり、経営面積及び労働力の拡大を目指していくことを計画しており、地域の農業の新たな担い手として、非常に期待しています。

結論として、今回の利用権の設定については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、利用権を設定する要件をすべて満たしているため、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。  
それでは、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、15番を除く全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については15番を除く全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。  
議案書10ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。12ページに渡り12件受理しました。  
13ページを御覧下さい。2番は、農地法第5条第1の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。15件交付しました。  
14ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。  
15ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。16ページに渡り11件受理しました。  
17ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。2件受理しました。  
18ページを御覧下さい。6番は農地改良届出についてです。1件受理しました。  
19ページを御覧下さい。7番は農地であることの証明についてです。3件証明しました。  
20ページを御覧下さい。8番は転用許可の取消についてです。1件取消しました。  
報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。  
それでは、以上をもちまして、令和2年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時00分)